

3. 大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会への加盟条件について

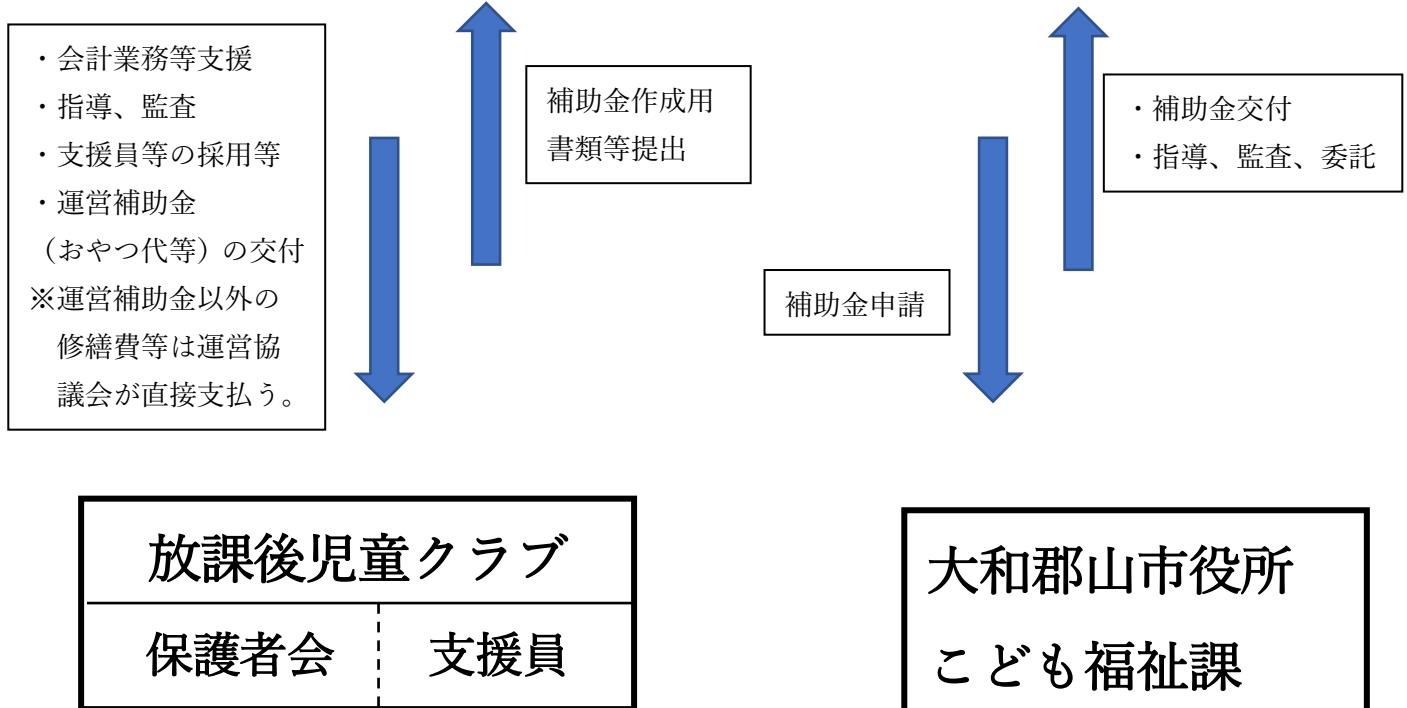
- ・ これから作成する国の基準に基づく大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営方針を順守すること
- ・ 加盟時点で余剰金が発生している場合は、運営協議会に引き継ぐこと。運営主体が代わるため、運転資金として活用。

4. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について

① 放課後児童クラブ 運営形態

大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会

運営協議会加盟の放課後児童クラブの会計業務及び保育料の徴収等を行う。



総会

【開催】定例会として年1回開催する。

【内容】予算・決算及び事業計画や組織・運営形態等に関わる重要事項、活動の報告を行う。

【参加者】運営委員会及び運営協議会加盟の保護者会代表者、支援員代表者、市役所代表者。

※ 特に施設整備及び支援単位の分割については、総会事項として優先順位を付け、公正かつ適正に判断及び実施すること。

運営委員会

【開催】保護者会代表者又は指導員部会等から要請があり、会長が必要と認めた時に開催する。

【内容】総会で審議すべき事項や運営上必要な事項について協議する。

- ・支援員、補助員の雇用及び人事
- ・支援員、補助員の研修及び指導
- ・児童の入所、他のクラブへの斡旋、紹介
- ・給与、保育料の改定・管理、補助金の管理
- ・利用者又はその保護者等からの苦情対応
- ・会計等事務支援（児童の入所決定、保育料の督促等含む。）
- ・各放課後児童クラブの問題点の拾い出し、意見の聞き取り、アンケート調査等
- ・その他、児童の居場所の確保と保護者との信頼性の確保に努める。

【参加者】会長、副会長、理事、巡回アドバイザー

必要に応じて各関係者及びこども福祉課も参加させることができる。

※ 会長・・・事務局長兼務

副会長・・・代表主任支援員（各クラブの主任支援員の中から必要数選出）

理事・・・運営協議会加盟の保護者会等より運営委員会参加希望者を選出。

複数名の選出又は選出なしも可能。原則、毎年度交代、再任可能。

巡回アドバイザー・・・作業療法士等医療従事者又は支援員 OB 等

事務局

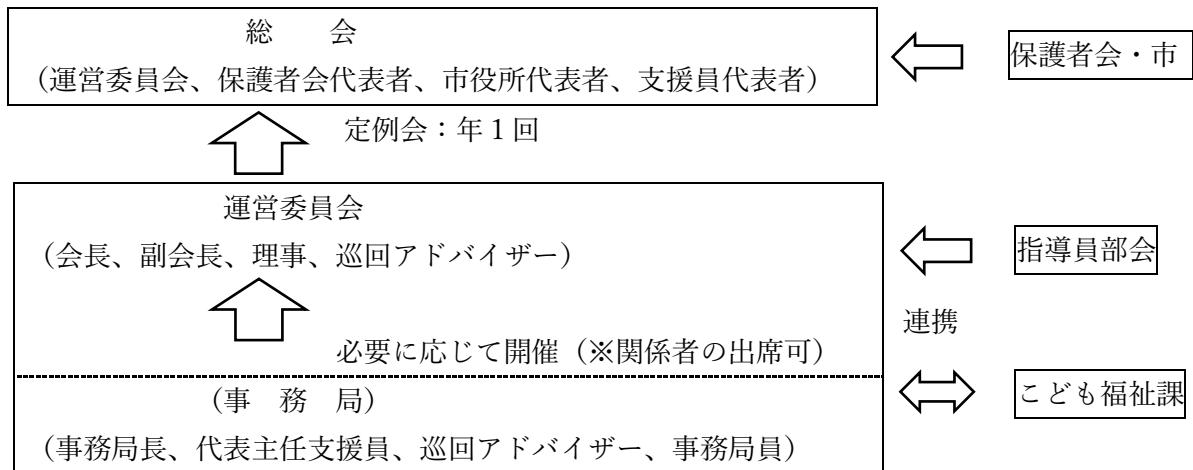
【組織】事務局長、代表主任支援員、巡回アドバイザー、事務局員（非常勤含む）。

【業務】運営協議会の各種実務

加盟放課後児童クラブからの意見を取りまとめ、総会又は運営委員会に報告する。

※ 重要事項について緊急を要する場合は、事務局長が決定又は判断をすることができる。

② 年間イベント及び連携体制



※会長は事務局長が、副会長は代表主任支援員が兼務する。

③ 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の検討事項

1. 総則（開所時間、保育料等）
2. 入所に関するもの
3. 施設に関するもの
4. 放課後児童クラブ支援員・補助員に関するもの
5. 保護者に関するもの
6. 保育の管理運営に関するもの
7. 特別支援対象児に関するもの
8. 緊急時の対応に関するもの
9. 苦情対応に関するもの
10. 放課後児童支援員・補助員の研修に関するもの